

ピアサポートの専門性の評価①（令和6年度障害福祉サービス等報酬改定）

ピアサポートの専門性について、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに効果があることを踏まえ、一定の要件を設けた上で、加算により評価する。

ピアサポート体制加算

○対象サービス

自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援

○報酬単価 100単位／月（体制加算）

○算定要件

- （1） 地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5人以上配置（併設事業所（自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援に限る）の職員を兼務する場合は兼務先を含む業務時間の合計が0.5人以上の場合も算定可。）
 - ① 障害者又は障害者であったと都道府県又は市町村が認める者
 - ② 管理者又は①の者と協働して支援を行う者
- （2） （1）の者により、事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。
- （3） （1）の者を配置していることを公表していること。

ピアサポートの専門性の評価②（令和6年度障害福祉サービス等報酬改定）

ピアサポートの専門性について、利用者と同一目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに効果があることを踏まえ、一定の要件を設けた上で、加算により評価する。

ピアサポート実施加算

○対象サービス

就労継続支援B型

○報酬単価 100単位／月（実施加算）

利用者に対して、就労及び生産活動について当該障害者である従業者の経験に基づき相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。

○算定要件

- （1）就労継続支援B型サービス費（Ⅳ）、就労継続支援B型サービス費（Ⅴ）又は就労継続支援B型サービス費（Ⅵ）を算定していること。
- （2）地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した次の者をそれぞれ配置していること。
 - ① 障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者
 - ② 当該就労継続支援B型事業所の従業者
- （3）（2）の者により、当該就労継続支援B型事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

ピアサポートの専門性の評価③（令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定）

利用者と同一目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに効果があることを踏まえ、一定の要件を設けた上で、加算により評価するピアサポートの専門性について、令和 6 年度の報酬改定により、ピアサポート実施加算の対象サービスを拡充する。

ピアサポート実施加算（新設）

○対象サービス

- ① 自立訓練（機能訓練・生活訓練 ＊宿泊型自立訓練を除く）
- ② 共同生活援助（ア 移行支援住居の利用者 イ 退居後共同生活援助の利用者）

○報酬単価 100単位／月（実施加算）

利用者に対して、当該障害者である従業者の経験に基づき相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。

○算定要件

- （１）地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した次の者をそれぞれ配置していること。
 - ① 障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者
 - ② 当該指定事業所の従業者
- （２）（２）の者により、当該指定事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年 1 回以上行われていること。

グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実

①グループホーム入居中における一人暮らし等に向けた支援の充実

【現行】自立生活支援加算 500単位/回 * 入居中2回、退居後1回を限度

【見直し後】(新設) **自立生活支援加算(Ⅰ)** 1,000単位/月 * 6ヶ月。個別支援計画を見直した上で支援を実施。介護サービス包括型、外部サービス利用型が対象。

(現行) 自立生活支援加算(Ⅱ) 500単位/回 * 入居中2回、退居後1回を限度。日中サービス支援型対象

(新設) **自立生活支援加算(Ⅲ)** 80単位/日 * 移行支援住居。3年間。介護サービス包括型、外部サービス利用型において、共同生活住居単位で実施。

※ 利用者がグループホームの継続的な利用を希望している場合や意思の表明が十分に確認できていない場合、事業所や支援者の都合による場合等については、加算の対象外。

【新設】 **ピアサポート実施加算** 100単位/月 * 自立支援加算(Ⅲ)に加算

【新設】 **居住支援連携体制加算** 35単位/月、**地域居住支援体制強化推進加算** 500単位/回 (月1回を限度) * 自立支援加算(Ⅰ)に加算

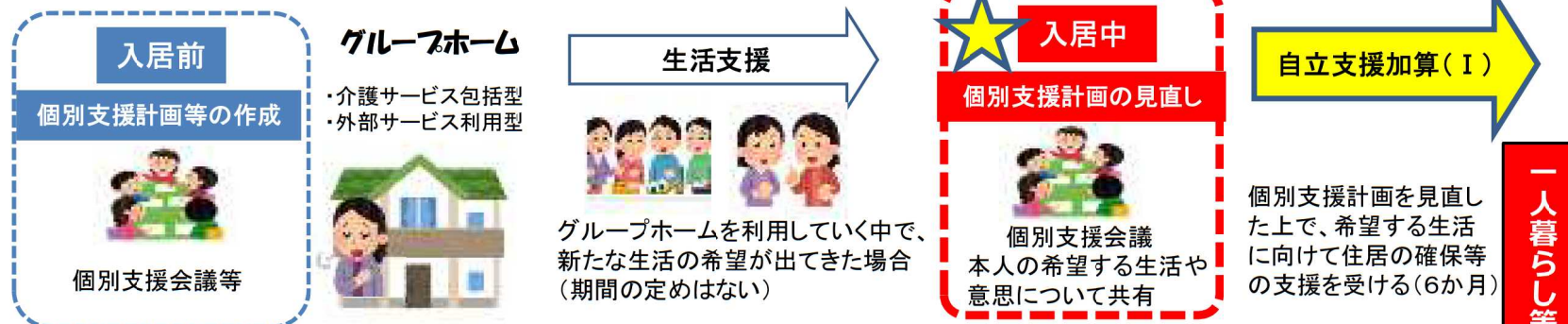
* 移行支援住居の入居者については、自立支援加算(Ⅲ)として一括して評価。

②グループホーム退居後における支援の評価

【新設】 **退居後共同生活援助サービス費・退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費** 2,000単位/月 * 退居後3ヶ月 自立支援加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定した者が対象。

【新設】 **退居後ピアサポート実施加算** 100単位/月 * 退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費に加算

1. グループホーム入居中に一人暮らし等を希望した利用者に対する支援



2. グループホーム入居前から一人暮らし等を希望する利用者に対する支援



3. 退居後の支援

退居後共同生活援助サービス費

新しい暮らしに馴染むため、一定期間、関係性のあるグループホームの職員が訪問により支援(3か月)



* サービス管理責任者は、ソーシャルワークの専門職(社会福祉士や精神保健福祉士)を常勤専従で7:1以上で配置。日中からの同行支援や会議体への参加等の居住の確保に関する支援、グループワークによる支援等を評価する。